

## 【第6問】

平成29年4月20日、甲は、X・Y・Zと共謀の上、X運転でY・Z同乗の軽乗用車に、甲運転で甲の普通貨物自動車（ライトバン）を故意に衝突させ、これを甲の過失により生じた交通事故であるかのように偽装し、身障者Yに入院治療の機会を得させる目的で保険金の詐取を企てた。この共謀の際、X・Y・Zは、甲による自動車の追突により、自己の身体に傷害結果が発生することについて同意した。同日、予定した通りXの自動車が交差点に差し掛かった際に、赤信号でXの車が停止し、続いて第三者であるAの自動車、その後ろに甲の自動車が相次いで停車したところ、甲は計画したかかる交通事故を惹起させようと考え、自車をAの自動車後部に追突させるために発進させた。甲の自動車はAの自動車後部に追突し、玉突きにより、同時にX運転でY・Z同乗の自動車後部とA自動車前部が追突した。この事故により、Aは約2ヶ月の入院治療を要する頸椎捻挫の傷害を負い、X・Y・Zは約3週間の入院治療を要する各々の傷害を負った。

事故発生後、A・X・Y・Zは、医者である乙個人が経営する病院へ搬送された。乙の経営する病院は、当時、輸血用血液が不足していた。乙は、救急車で一度に複数人の負傷者が搬送されているという外観を利用し、A・X・Y・Zに輸血の必要はなかったにもかかわらず、病院近辺に偶然立ち寄ったBに、緊急を装いながら、「献血に協力してくれたら、後日報酬を渡す」と伝えた。Bは、慌ただしく搬送されるA・X・Y・Zを遠目に見ながら、緊急性がありそうだと判断し、また、報酬がもらえるのなら献血に協力してもよいと考え、乙病院内の個室で献血に応じた。しかし、その後、報酬が乙からBに渡されることはなかった。

数週間後、真相が発覚し、本件事故は、甲とX・Y・Zの保険金詐欺目的の交通事故であったことが明らかになった。また、乙がBを騙して、採血に及んでいたことも発覚した。

甲のX・Y・Zに対する傷害結果に関する罪責及び乙のBに対する傷害結果に関する罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和55年11月13日第二小法廷決定